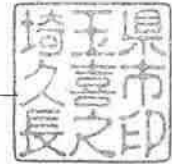


久喜市告示第 308 号

令和6年4月4日付け久喜市告示第173号で告示した内容の一部について、
次のとおり訂正する。

令和 6 年 7 月 18 日

久喜市長 梅 田 修



訂正後	訂正前
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和5年久喜市告示第514号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和5年久喜市告示第320号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。